

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する

法律案委員会修正要旨

一 派遣元管理台帳の記載事項に、特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等に関する規定により講じた雇用安定措置を追加する。

二 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の延長の理由等の説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならない。

三 派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が派遣先の事業所ごとの派遣期間の制限又は同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。

四 この法律の施行期日を「平成二十七年九月一日」から「平成二十七年九月三十日」に改める。

五 その他所要の規定の整備を行う。